

平成27年度

補助金名：森のめぐみの産地づくり事業補助金 評価表

No.

28

所管部課名	農林水産部 林務水産課							
事務事業名	森のめぐみの産地づくり事業補助金							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱、森のめぐみの産地づくり事業補助金交付要領							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成27年度 予算額	2,540 千円	国県支出金 千円	その他 千円	一般財源 2,540 千円				
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	竹林改良面積		70ha	平成28年度				
成果指標②	搬出伐竹材量・舗装延長		1,500 t・100m	平成28年度				
補助対象者	薩摩川内市たけのこ生産組合に加入している者							
補助対象経費	竹林改良促進にともなう搬出伐竹及び管理路舗装の経費							
補助対象事業・活動の内容	竹林の整備を目的に、竹林改良として伐採された竹材の搬出及び急勾配な管理路等の生コンクリート舗装に要する経費を補助							
補助金額又は補助率	分類 ☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他 2,540,000円 竹林改良促進 市：竹材1kg当たり2円 生コン 市：1/2							
上記項目の積算方法	1,000 t × 2 円/kg = 2,000,000円 58m ³ × 18,500円 × 1/2 = 536,500円							
補助を受ける 過去3年の事業 (団体)等の 状況	収入	自己資金	平成24年度 金額(円) 0	割合(%)	平成25年度 金額(円) 0	割合(%)	平成26年度 金額(円) 0	割合(%)
		会費収入				0.0%		0.0%
		事業収入				0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成				0.0%		0.0%
		市補助金			1,857,380	100.0%	2,581,800	100.0%
		(前年度繰越金)				0.0%		0.0%
		計	0		1,857,380	100.0%	2,581,800	100.0%
		支出	事業費			1,857,380	100.0%	2,581,800
	人件費					0.0%		0.0%
	その他事務費					0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
	(翌年度繰越金)					0.0%		0.0%
	計		0		1,857,380	100.0%	2,581,800	100.0%
	支出計/前年度支出計						139.0%	
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金				0.0%		0.0%		
交付件数				1		1		
成果指標の推移①				42ha		66ha		
成果指標の推移②				928 t		1,291 t		
特記すべき事項等	【前回評価】なし（平成25年度創設） 【費用対効果】生産者の高齢化が進んでおり、新規参入者の確保や特用林産物の産地拡大を図る必要がある。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	本市主要の特用林産物である早掘りたけのこ生産の支援策であり、生産者の所得向上を図るうえで、有効な手段と考える。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	早掘りたけのこの産地化を目指し、生産基盤整備推進するためには、行政の支援が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	早掘りたけのこ生産者の意欲を喚起するため、生産基盤強化に向けた竹林改良を継続的な支援策が産地化につながる。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	本市竹資源の有効活用し、早掘りたけのこの産地化を定着するため支援が必要である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	交付要綱の補助基準を満たしている。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	早掘りたけのこの生産基盤強化を図るためには妥当な支援である。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	本市の特用林産物振興に寄与するもので、公益性は適当である。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	竹林管理や管理路整備等を進めることが産地強化や里山の荒廃防止につながる。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	生産基盤の整備推進を図るうえで、早掘りたけのこ生産者の意欲向上のための支援策として妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価 (一次)結果	〈今後の改革の方向性〉 ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の補助金と統合 ☐ 補助内容の改善 ☐ 縮小 ☐ 移管 ☐ 休止 ☐ 廃止	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	〈上記方向の理由〉 竹資源の有効利用が大きく注目される中の市単独補助事業であり、事業効果は多大で早掘りたけのこ生産者の生産意欲も向上しつつあり、引き続き積極的に取り組む必要がある。		〈今後の改革の方向性〉 ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の補助金と統合 ☐ 補助内容の改善 ☐ 縮小 ☐ 移管 ☐ 休止 ☐ 廃止
	〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉		〈まとめ〉

森のめぐみの産地づくり事業補助金交付要領

【竹林改良促進事業】

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる森のめぐみの産地づくり事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 竹林の整備を目的に、竹林改良を通して伐竹された竹材を、チップ材として加工業者へ納入する者に対し経費を補助する。

(補助基準額)

第3条 事業実施に要する経費の補助基準額は、竹材1kg当たり2円とする。

(補助対象者)

第4条 本市に居住する者で、市内に竹林を有し薩摩川内市たけのこ生産組合に加入している者とする。

(補助対象竹林)

第5条 事業実施に要する竹林は、本市地域内の竹林とする。

(事業実施主体)

第6条 事業の実施主体は、薩摩川内市たけのこ生産組合とする。

(実績報告)

第7条 補助対象者は、補助金交付規則第15条に定める実績報告書を提出する際、竹林の所有者、所在地、面積及び数量等を記録した実施報告書（別記様式）を添付するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は農林水産部長が別に定める。

(附則)

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

森のめぐみの産地づくり事業補助金交付要領

【生コンクリート補助事業】

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる森のめぐみの産地づくり事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 竹林の整備を目的に、竹林内の急勾配な管理路等に生コンクリート舗装をする者に対し経費を補助する。

(補助基準額)

第3条 生コンクリート代の1/2以内とする。ただし、補助金額の100円未満は切捨てるものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金は、次の各号に定める要件を満たす者であって、本市に住所を有し市税等の滞納がないものに対して交付する。

(1) 市内に竹林を有している者及び、市内に竹林を有している所有者から竹林改良等の依頼を受けたものであって、薩摩川内市たけのこ生産組合及に加入しているものであること。

(補助対象地)

第5条 事業実施場所は、本市地域内の竹林内とする。

(事業実施主体)

第6条 事業の実施主体は、薩摩川内市たけのこ生産組合とする。

(実績報告)

第7条 補助対象者は、補助金交付規則第15条に定める実績報告書を提出する際、氏名、事業箇所、数量等を記録した実施報告書（別記様式）を添付すること。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は農林水産部長が別に定める。

(附則)

1 この要領は、平成26年7月1日から施行する。